三

○農林水産省、環境省

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件　一一九　二五　七

○経済産業省

中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件　一二〇　一　六

輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件　一二一　一　150　八三

産業標準化法第四十六条の規定に基づく認証の業務を行う事務所の所在地の変更を公示する件　一二二　一二　四

中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件　一二三　一二　四

容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示及び国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示　一二四　一二　157　一一

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー源の利用の有効な利用の促進に関する基本方針の一部を改正する件　一二五　一三　158　三

非化石エネルギー源の利用に関する電気事業者の判断の基準の一部を改正する件　一二六　一三　158　四

中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件　一二七　一四　五

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件　一二八　一四　六

中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を再登録した件　一二九　一四　六

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第三号の規定に基づき登録の消除をした件　一三〇　一四　六

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第二号の規定に基づき登録の消除をした件　一三一　一四　六

高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の規定に基づき、指定保安検査機関を指定した件　一三二―一三四　一五　五

―伝統的工芸品産業の振興に関する法律第二条第一項及び第二項の規定に基づき伝統的工芸品として指定した件　二〇　三

輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件　一三五　二五　167　三

輸出貿易管理令別表第三の三の規定により経済産業大臣が定める貨物の一部を改正する件　一三六　二八　170　一九

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス販売事業者の認定の告示　一三七　二九　九

○経済産業省、国土交通省、環境省

特定特殊自動車の型式の届出があった件　五三―六一　八　155　五六

少数生産車の型式を承認した件　六二―六五　八　155　五七

―少数生産車の型式について承認の失効の届出があった件　六六―六八　八　155　五八

少数生産車の型式についての承認を取り消した件　六九　八　155　五九

承認事業者の住所を変更した件　七〇　八　155　五九

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づき、建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部を改正する件　七一―七三　一五　161　一

都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針の一部を改正する告示を定める件　七三　一八　162　一三

○国土交通省

建築士法第四条第二項第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件　七四五　一　150　八四

建築士法第四条第二項第二号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件　七四六　一　150　八五

建築士法第四条第二項第三号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件　七四七　一　150　八五

建築士法第四条第二項第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を定める件　七四八　一　150　八六

建築士法第四条第四項第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件　七四九　一　150　八七

建築士法第四条第四項第二号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件　七五〇　一　150　八七

建築士法第十四条第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件　七五一　一　150　八七

建築士法第十四条第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を定める件　七五二　一　150　八八

建築士法第十五条第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件　七五三　一　150　八八

建築士法施行規則第十条第一項第六号の国土交通大臣が定める実務を定める件の一部を改正する件　七五四　一　150　八八

建築士法施行規則第二十一条第四項第一号ハの国土交通大臣が定める技術的基準を定める件　七五五　一　150　八九

国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件の一部を改正する告示　七五六　一　150　九一

船舶安全法に基づく型式承認等をした件　七五七　五　七

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく型式承認等をした件　七五八　五　七

住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更した件　七五九　五　七

―船舶安全法に基づく型式承認等をした件　七六〇―七六二　六　五